

令和6年度 安全衛生推進者養成講習

労働安全衛生法において、中小規模事業場の安全衛生管理体制の明確化を図るため、下記の事業場においては、「安全衛生推進者」の選任が義務付けられています。
 なお、下記以外の業種で常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場においては「衛生推進者」の選任が義務付けられていますが、健康管理体制のみならず、安全管理体制の充実のため、当該「安全衛生推進者養成講習」の受講をお勧めいたします。

【安全衛生推進者を選任すべき事業場】

次に掲げる業種で常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場

- (1) 林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業
- (2) 製造業(物の加工業を含む)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸・小売業
 家具・建具・じゆう器等卸・小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業

- 1 実施日・場所 ① 実施日 申込書のとおり
 ② 場 所 当協会 講習会場(佐賀県小城市三日月町堀江1721 電話 0952-37-8277)
- 2 定 員 60名 (定員になり次第締め切ります。)
- 3 講習科目の受講の一部免除者
 - ① 安全管理者の有資格者
 - ② 衛生管理者の有資格者
- 4 講習科目・講習時間・受講料

講 習 科 目	講習時間	3講習科目の受講の一部免除者			時間	日程
		免除なし	①	②		
① 安全管理	2	○	×	○	9:00 、 16:10	1 日 目
② 関係法令	2	○	○	○		
③ 作業環境管理及び作業管理	2	○	○	×		
④ 健康の保持増進対策	1	○	○	×		
⑤ 危険性又は有害性の調査の方法、結果に基づき講ずる措置等(リスクアセスメント等)	2	○	×	×	9:00 、 12:10	2 日 目
⑥ 安全衛生教育	1	○	×	×		
受講料	会 員(テキスト・資料代金0円・受講代金のみ)	12,650円	9,570円	8,250円	※金額は税込	
	一 般(テキスト等代1,430円含む)	14,080円	11,000円	9,680円		

※ 講習科目の入替えにより、時刻が変動する場合があります。

- 5 申込方法
 申込書に、所定事項を記入し、下記6の注意事項を参照のうえ、次の方法によりお申し込み下さい。

【申込に必要なもの】

- ① 申込書兼受講票 ② 受講料
- ③ 自動車運転免許証等の本人確認書類の写し (詳細は申込書兼受講票をご確認ください)

- (1) 持参の場合 当協会窓口にて「申込に必要なもの」一式を持参してください。
- (2) 郵送の場合 現金書留封筒にて「申込に必要なもの」一式を同封し、下記あて郵送してください。
 〒845-0031 佐賀県小城市三日月町堀江1721番地 (一社) 佐賀県労働基準協会
- (3) 振込の場合 「申込に必要なもの」(②以外)をFAXかメールで送付した後、次の口座に振り込んでください。③の本人確認書類は、FAXやメール等で不鮮明な場合、郵送をお願いする場合があります。

【振込口座】 佐賀銀行 水ヶ江支店 普通 1026652 (社) 佐賀県労働基準協会

※ 適格請求書発行事業者登録番号 T6300005000091

当協会ホームページの [ネットから講習申込](#) から申し込み書を送付出来ます。

佐賀県労働基準協会

検索

FAX 0952-37-8278

Email: kosyusakikyo@lib.bbiq.jp



6 注意事項

- (1) FAX、メール等で不備のない申込書を受付けた段階で「仮受付」となり、席をお取りします。入金確認後に「本受付」となります。
ご記入いただいた振込予定日までに入金がない場合、受付取り消しとなる場合がありますので、やむをえず変更の場合は、必ず事前にご連絡ください。
- (2) 受講料の入金については、適格請求書等に該当する領収証を発行します。
- (3) 「本受付」後に、頂いた申込書に受講番号を付して受講票とし、地図、用意する物等の注意事項を記載したものと一緒にお送りします。受講される方に必ず、お渡しください。
- (4) テキストは初日に配布します。 (4) 当日のお申し込みは受理いたしません。